

県庁舎のあり方検討会 設置要綱

（目的）

第1条 将来の県庁舎が満たすべき機能や規模、整備手法等の検討を進めるため、県庁舎のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する

- （1）県庁舎のあり方等に関する事
- （2）その他前条に定める目的のため必要な事項に関する事

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者、経済団体、関係者等からなる委員で構成する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

（役員及び役員の職務）

第4条 検討会に座長を置く。座長は委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総括する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

4 座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

（オブザーバー）

第5条 所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、検討会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が委嘱する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、経営管理部財産管理室において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する